

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課警察職員採用センター（電話：026-233-0110 内線 2631~2634）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4234）に問い合わせてください。

11 その他

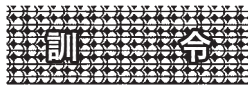
この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

別表中

税務課長	直径30
出納員	直径30

を

税務課長	直径20
出納員	直径20

に改める。

正 誤

平成22年3月15日付け長野県上田建設事務所告示第4号「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ

行(箇所)

誤

正

3

右側3(2)路線名

上田千曲長野自動車道線

上田千曲長野自転車道線

特別支援教育課

情報公開・私学課

長野県教育委員会訓令第1号

県立特別支援学校

長野県立特別支援学校校務処理規程（昭和55年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月23日

長野県教育委員会

第4条第1項中「教頭」を「副校長が置かれているときは副校長が、副校長が置かれていないとき又は不在のときは教頭」に改める。

特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第2号

県立特別支援学校

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）に定める職員の長野県立特別支援学校における兼務に関する規程を次のとおり定めます。

平成22年3月23日

長野県教育委員会

長野県立特別支援学校における兼務に関する規程

次の表の左欄に掲げる特別支援学校に勤務を命ぜられた事務職員及び技術職員は、当該命ぜられている期間中、同表の右欄の特別支援学校に兼務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
長野盲学校	長野養護学校

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

道路管理課